

魚野のかけ橋

かけ橋とは…

- 農地と担い手をつなぐ…
- 現場と農政をつなぐ…
- 消費者と農業者をつなぐ…
- 農地と農村をつなぐ…
- 次の世代と農業をつなぐ…

かけ橋

田んぼの水はどこから来るのツアー

南魚沼土地改良区

理事長 高村良一



皆さんの田んぼの水はどこから流れてくるのでしょうか？
多くの皆さんは分かっています。

らっしゃると思います。毎年、当土地改良区では、おまき小学校のご協力をいただき、課外授業として「田んぼの水はどこから来るのツアー」を行っています。まず初めに、学校田からスタートして西部幹線水路の分水工と除塵機を見学します。次に天野沢揚水機場の

ポンプの稼働状況を見学して、最後に魚野川にある取水施設の魚野川頭首工で河川からの取水状況を見学します。その現地見学内容を中心に、学校に戻りパンフレットや資料による授業になります。皆さんの中でも、西部幹線水路の水は魚野川から来るのはご存知でも、ポンプによって水が流れる高さまで水を汲み上げて用水を流していることはご存じない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

子どもたちにこの課外授業で土地改良区の活動を知ってもらい、地域の農業に興味を持ってもらうことで、お米や他の農産物の消費に繋がります。それにより地産地消が進み、日本の食料自給率が少しでも向上してほしいと思っています。また、食事についても重要性

が高まり、食育基本計画が政府により制定されており、子どもたちの健やかな成長をサポートし、未来への可能性を育むための食事が実践されている中で、地域でとれる新鮮な作物をバランスよく食べることが食育になるのではないのかと考えています。

おわりに、農業・農村を取り巻く情勢は依然として多くの課題を抱えておりますが、関係機関の皆様からご支援とご協力を賜り、一層魅力ある地域となるよう努力をしてまいりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。



春を告げるふきのとうの出荷作業

南魚沼市農業委員会へのお問い合わせは

電話 025-773-6664 FAX 025-773-6710

E-mail nouchi@city.minamiuonuma.lg.jp までお願いします。



哇道の声

農業を楽しみながら

小杉 進〔水尾〕



先

日北海道の大規模農家がテレビでGPSを使った無人トラクターで大きな農地の耕運

作業をしている様子が映し出され感動してしまいました。そんなことができたらいなと思いつきながら見ていましたが、自分の集落の耕作面積を全部合わせてもその農家の一軒分にもならないことから、やっぱりこの地区では夢のような話でしかないと思つて溜息をつくばかりでした。その番組と同じ頃に、作曲家で大物シンガーソングライターの小椋佳さんがビルの屋上で葉物野菜と玉葱のプランターに水をやりながら、「来年玉葱を食べるのが楽しみなんです。そして種を蒔いて芽が出ると可愛いのです。」と話しているのを見て、そこは自分と同じ気持ちなんだ、と感激したことを忘れることができません。一人農業で、もうすぐ古稀を迎える自分では到底北海道の大規模農家の真似などできません。昨年度自分が作った作物、収穫できた作物

を数えてみたら、稲作以外に果樹まで入れて45種類以上ありました。よくもまあこれほど収穫したものだ自分でも驚いてしまいました。勿論二人暮らしでは食べきれません。それらは販売したり、フードバンクに供出したり近所の人や知人友人に食べて戴きながら談笑する。山間地の畑でサルやカラス、ハクビシンたちと格闘しつつ、そんな些細なことを楽しみにしながら自給自足生活でこれから残りの人生頑張つて参ります。

おばあちゃんは言いました

笠原大輔〔新堀新田〕



地

元、南魚沼に戻り、間もなく4年が過ぎようとしています。振り返れます。振り返ればあつという間の4年、試行錯誤をくり返し、多くの人に感謝する日々でした。

今は天国に行ったおばあちゃんも感謝すべき人です。小さな頃から「大人になったら百姓にはならんくていいすけ。」と、常日頃言われていました。そんな私ですが、紆余曲折を経て今では百姓です。南魚沼に戻つたら、南魚沼でしかできないことをしよう。そう思い、都内で会社設立準備をし、住民票移動と同時に手続きを済ませ、百姓ライフをスタートさせました。慌ただしい毎日の中、ふとした時

に思い返す、「百姓にならなくていい」という言葉。自分は毎日、朝から晩まで畑にいたくせに、なんなんだろう。天国へ旅立つ少し前、「おれ、百姓やるよ」とおばあちゃんに伝えました。きつと、渋い顔で否定されると思いおばあちゃんを見ると、少し微笑み「ふふふ」と。あれ？笑つてる。やつと、気づきましたよ。おばあちゃん、農業の面白さを独り占めしようとしてたんですね(笑)まだまだ、おばあちゃんのように上手にできないことばかりだけど、私も土に触れ、人に触れ、少しずつ「ふふふ」の意味がわかってきた気がします。

稀少価値

山崎正美〔大沢〕



昭和

33年、1ドゥザーが動き出した。他はモッコを担ぐ人、一輪車を押す人々、正に人海戦術での土改(圃場整備)が始まった。区画は基本5畝、3畝や4畝の田もある。60

数年を経て、数枚を地続きで持つ人たちは個人土改で広げてきた。最も大きな田で2反4畝が1〜2枚、他は1反歩が主である。当時のままの農道は、軽トララックでしか通れない。

「アツ、あそこで軽トララックが止まっている、逆方向から行くしかないな。」道の譲り合いで交わす。

17年前の春耕起作業での事、山際で水が差し地深な田でトラクターが亀に成った。近間で作業中の仲間に応援を願いアレコレ苦戦し引き上げた時はもうお昼で半日が終わった。こんな事が度々、痛んだ田はここだけでは無い、何とかしなければと悩んだ末、ゴムクローラー式に乗り換えることにした。その頃は中古機など出まわっていないから新車が届き高い買い物となった。今までまた亀になるのでは？とヒヤヒヤしながら入った田も1年過ぎて年が経つと元の基盤に戻つて何の支障も無い程に変わった。投資は正解だった。今日では西山地区の作業殆んどがクローラー車に変わつて、牽引する光景も観る事が無い。最近の圃場整備は1町歩区画があると聞くと、それほど広く無くてもいいがせめて3反歩・5反歩であればと思う。大沢農区50戸、25町歩平均割りしたら5反歩の百姓の集まり1戸1枚で間に合う。「預けるか」「預かるか」様々な問題も有る事だが、いつの日か整備が成され、効率の良い、安全な作業が出来る圃場と成る事を願う。それまでは機械・人間共に故障せず、美味しいお米、大沢米でしか味わえない、稀少価値なお米を作つていこうと思う所です。

南魚沼市賃借料情報

平成21年12月の農地法改正により標準小作料制度が廃止となり【賃借料情報】の提供を行うことになりました。

令和3年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料の実勢水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっています。

農地の賃貸借を行うにあたっては、賃借料情報を参考に貸し手・借り手で十分な話し合いを行い、賃借料をお決めください。

令和4年3月1日

南魚沼市農業委員会

1 田（水稲）の部

締結（公告）された地域名	賃借料	平均額	最高額	最低額	最も多い締結額（件数）	データ総数
六日町地区	現金	19,900円	22,600円	16,800円	20,000円（11件）	18件
	物納	62kg	90kg	31kg	60kg（360件）	558件
五十沢地区	現金	18,400円	28,000円	7,200円	28,000円（10件）	67件
	物納	69kg	110kg	53kg	60kg（148件）	239件
城内地区	現金	29,300円	37,000円	10,000円	36,000円（26件）	45件
	物納	84kg	117kg	52kg	90kg（153件）	213件
大巻地区	現金	22,100円	30,000円	13,500円	30,000円（8件）	22件
	物納	78kg	102kg	29kg	90kg（178件）	292件
浦佐地区	現金	23,800円	30,000円	15,000円	27,000円（27件）	76件
	物納	65kg	100kg	30kg	60kg（47件）	71件
藪神地区	現金	23,800円	30,000円	14,000円	14,000円（17件）	53件
	物納	77kg	120kg	60kg	90kg（113件）	200件
大崎地区	現金	26,200円	30,000円	20,000円	25,500円（9件）	29件
	物納	73kg	90kg	30kg	75kg（34件）	94件
東地区	現金	26,400円	40,000円	9,900円	28,400円（29件）	325件
	物納	81kg	120kg	52kg	90kg（126件）	210件
塩沢地区	現金	22,100円	40,000円	9,200円	17,600円（8件）	20件
	物納	60kg	90kg	28kg	60kg（101件）	364件
中之島地区	現金	21,100円	27,000円	15,000円	22,500円（5件）	21件
	物納	77kg	90kg	60kg	90kg（163件）	279件
石打地区	現金	—	—	—	—	—
	物納	68kg	90kg	30kg	60kg（86件）	163件
上田地区	現金	17,100円	22,000円	10,200円	20,000円（16件）	53件
	物納	66kg	90kg	33kg	60kg（229件）	432件
（参考） 南魚沼市全体	現金	24,700円	40,000円	7,200円	20,000円（61件）	729件
	物納	71kg	120kg	28kg	60kg（1,211件）	3,115件

2 畑（普通畑）

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	最も多い締結額（件数）	データ総数
六日町地域	11,000円	25,000円	5,000円	10,000円（11件）	17件
大和地域	14,500円	25,000円	10,000円	17,200円（10件）	23件
塩沢地域	—	—	—	—	—
（参考） 南魚沼市全体	12,100円	25,000円	5,000円	10,000円（12件）	40件

*データ数は、集計に用いた筆数です。

*賃借料の物納支給（水稲）については、玄米1俵：60kgとします。

*金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

*算出にあたって、著しく高額あるいは低額の情報は、特殊な取引によるデータとして集計から除いています。

*この情報にかかわらず特別な事由が生じた場合は、貸し手、借り手双方で十分協議ください。

令和4年度 農作業賃金及び農業機械作業料金標準

この表の賃金・作業料金はあくまでも標準です。

作業・圃場条件等により話合いのうえ加減して決めてください。

令和4年4月1日より適用

区 分		単 位	総 額	税抜価格	税 額	備 考		
農作業賃金	機械オペレータ	1日	12,000			・男女の別なし ・作業内容によって話合いで決める		
	一般作業	8時間	8,200					
	軽作業	労働	7,500					
トラクター 耕耘作業	荒かき（中代）	10a	3,630	3,300	330	・5a未満の田は、「5a以上10a未満の田」の10%増しとする ・著しく作業困難の場合は話合いによる ・秋耕起については話合いで決める ・畑の耕耘作業は、田の耕起に準ずる		
			5a以上10a未満の田	耕起	8,855		8,050	805
	10a以上30a未満の田	代かき	12,045	10,950	1,095			
		耕起	6,160	5,600	560			
	30a以上50a未満の田	代かき	9,845	8,950	895			
		耕起	5,830	5,300	530			
	50a以上の大区画の田	代かき	8,855	8,050	805			
		耕起	4,675	4,250	425			
	田 植 機	10a	5a以上10a未満の田	9,295	8,450		845	・5a未満の田は、「5a以上10a未満の田」の10%増しとする ・補植、スミ植えはしない ・直播も準ずる（種籾代は含まない） ・薬剤、肥料代は含まない
			10a以上30a未満の田	8,250	7,500		750	
30a以上			6,655	6,050	605			
側条施肥加算			1,100	1,000	100			
薬剤同時散布加算（1剤につき）			550	500	50			
防除・施肥	10a	粒剤・粉剤	1,430	1,300	130	・薬剤、肥料代は含まない		
		液剤	2,200	2,000	200			
溝 切 り 作 業		10m	110	100	10			
コンバイン 収穫作業	5a以上10a未満の田	10a	一般田	26,620	24,200	2,420	・5a未満の田は、「5a以上10a未満の田」の10%増しとする ・圃場条件（倒伏・湿田等）は話合いで決める ・スミ刈りを依頼する場合は1圃場1,000円とする	
			倒伏田	28,600	26,000	2,600		
			倒伏湿田	35,530	32,300	3,230		
	10a以上30a未満の田	一般田	21,450	19,500	1,950			
		倒伏田	24,860	22,600	2,260			
		倒伏湿田	30,360	27,600	2,760			
	30a以上50a未満の田	一般田	19,360	17,600	1,760			
		倒伏田	22,550	20,500	2,050			
		倒伏湿田	27,720	25,200	2,520			
	50a以上の大区画の田	一般田	17,270	15,700	1,570			
		倒伏田	22,330	20,300	2,030			
		倒伏湿田	27,720	25,200	2,520			
機 械 運 搬 料		1回	1,265	1,150	115	・3kmを超える場合は1km当り500円を加算する		
も み 運 搬 料		10a	1,980	1,800	180			
乾 燥 ・ 調 整 料	10俵以上	60kg	2,475	2,250	225	・籾殻処理料を含む ・屑米の乾燥・調整料は25kgで500円 ・利用の有無について、事前に確認すること		
	10俵未満		2,695	2,450	245			
	色彩選別料（同時作業）		660	600	60			
調 整 の み		60kg	825	750	75			
色彩選別料（単独作業）		60kg	1,100	1,000	100			
精 米 料		60kg	1,045	950	95			
畔 塗 り		1m	88	80	8	・作業困難な場合は話合いで決める		
ブロードキャスター		10a	1,540	1,400	140	・肥料代は別		

【注】・土地改良をした田は、10・30・50a以上とみなす。

- ・変形田等で作業条件が悪い場合や割増料金、その他の作業については、話合いにより決める。
- ・道路に落ちた土、乾燥・調整時の排塵等人に迷惑をかけない。野焼きはしない。

苗 料	稚 苗	1 箱	924	840	84	・配達付き ・モチ苗は50円高
	ポット苗		770	700	70	

南魚沼市農業委員会：☎773-6664

みなみ魚沼農業協同組合：☎777-3786（大和・六日町地域）

（営農指導課）：☎782-1171（塩沢地域）

青年農業者との懇談会 (開催報告)

12月3日(金)市役所本庁舎にて令和3年度青年農業者と農業委員会との懇談会が行われました。

当日は、青年農業者4名、JAみなみ魚沼営農指導課員1名と農業委員、最適化推進委員10名が参加して行われました。

初めに農業委員会から農業委員会の業務についての説明、続いてJAみなみ魚沼から令和3年度産米の作柄概況の説明があり、その後意見交換が行われました。



意見交換では、新規就農者のサポート体制や農地の賃借料、農地集約など様々な意見が交わされました。青年農業者の皆さんの意見を拝聴することができ、大変有意義な懇談会となりました。
(水澤利徳委員)

農地パトロール実施報告



8月下旬に第1回農地パトロール、11月初旬に第2回農地パトロールをそれぞれ実施しました。8月下旬の農地パトロールでは、例年どおり市内を12地区に分け農業委員及び最適化推進委員で実施いたしました。11月初旬の農地パトロールでは、今年度申請のあった比較的面積の大きい転用事案や未着手となっている事案を中心に現地確認を行いました。今年度のパトロール結果については、昨年度との比較で再生利用可能な荒廃面積が、5,126㎡増加し29,322㎡となりました。今後も市内の耕作放棄地が少しでも減少するよう努力していかねばならないと考えております。なお、農地のことについてお困りのことがあれば農業委員会にご相談ください。
(牛木友哉委員)

農地に関する相談は早めに農業委員会へ

～最近増えている相談内容を以下に記載しています～



高齢のため、市外にいる子どもの所に転出する予定で、宅地と農地を処分したいがどうしたらいいですか？

農地を購入するには下限面積要件があるため、誰にでも売却できるわけではありません。なお、住宅(宅地)とそれに附属する農地を同時に売却する際、購入者については下限面積の特例制度もあります。要件もあるため、一度ご相談ください。



農地を相続したが、市外(県外)に住んでいて、営農もしていないし、農地の場所も分からない。どうしたらいいですか？

相続した農地について、貸借契約をしている場合その契約は継続されますが、ご自身で管理されていた農地の場合、管理者不在で遊休農地化する恐れや、周辺農地に影響を与える場合があるため、早めに一度ご相談ください。農地の借り手や買い手を探すことも可能です。



登記地目は田(畑)ですが、現地は何十年も前から山林であるので、登記地目を変更したいが、どうしたらいいですか？

要件を満たしていれば、「農地法の適用を受けない事実確認証明書(非農地証明書)」を発行することができます。その証明を持って、法務局で地目変更の手続きをする必要があります。まずは、農地の状況と要件の適否を確認する必要があるため、一度ご相談ください。



制度改正などのお知らせ

1

農地転用許可申請の提出期限が毎月5日になります

令和4年度から農地転用許可事務（転用面積4ha以下）等が新潟県から南魚沼市へ権限移譲されます。これに伴い、農地転用許可申請書の提出期限が毎月5日に変更となります。

（農地転用申請以外の提出期限に変更はありません。）

- 提出期限 毎月5日（閉庁日の場合は翌日以降の開庁日）
- 許可証の交付 その月の月末ごろ（転用面積が3,000㎡以下の場合など）

2

住宅（宅地）に附属する農地を取得する際の下限面積の特例について

南魚沼市農業委員会では、令和3年11月26日より「住宅（宅地）に附属する農地」を取得する場合、一定の要件を満たす時、農地法第3条申請時の下限面積を0.1a（10㎡）まで引き下げました。要件は、以下の3つ全てを満たす必要があります。当該農地について、

1. 売主が所有する住宅（宅地）に附属していること
2. このままでは遊休農地となる恐れがあること
3. 作付けや管理を適切に行い、集団的な農地の利用、農作業の共同化等に支障を及ぼさないこと

また、下限面積要件以外については、これまで同様に農地第3条の許可要件を満たす必要があります。詳しくは、市のウェブサイトの参照や、農業委員会事務局までご相談ください。

3

農業者年金の制度改正について

1. 若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられました。（令和4年1月1日～）
35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円からでも通常加入が可能に。（上限67,000円、これまでの下限2万円）
2. 受給開始時期の選択肢が広がります。（令和4年4月1日～）
 - 農業者老齢年金（通常加入）については、65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期の選択が可能に。（なお、これまでどおり60歳以上65歳未満の間で繰上げ受給も可能。）
 - 特例付加年金（政策支援加入）については、特例付加年金の受給要件を満たしていれば、65歳以上のいつでも受給開始時期の選択が可能に。
3. 加入可能年齢が引き上げられます。（令和4年5月1日～）
60歳以上65歳未満の方も国民年金の任意加入者に限り、農業者年金（通常加入）への加入が可能に。

各種要件や詳細については、農業委員会事務局までご相談ください。

農業委員会の主な活動

- 12月27日(月) 第12回農業委員会総会
(大和庁舎)
- 1月25日(火) 第1回農業委員会総会
(大和庁舎)
- 2月25日(金) 第2回農業委員会総会
(大和庁舎)

編集後記

まん延防止等重点措置がとられているさなかに、編集後記を書いています。新型コロナウイルスの脅威もだいぶ身近に感じられ、農業委員会の諸活動にも影響が出ております。早く終息に向かうことを願うばかりです。

今回の「魚野のかけ橋」には制度改正に関するお知らせがあります。農業者・農地所有者・農地転用事業者には影響の大きな改正ですので不明な点は農業委員会事務局へお問い合わせ下さい。新潟県から南魚沼市への権限移譲においては、農地法4条5条の転用は農業委員長名で許可することとなります。また、立入調査権や違反転用に對する処分権も移譲されます。農業委員会の権限は増大することになりますので、今まで以上に公正公平な判断をし、法令順守で対応していかなくてはなりません。

(西野徳光委員)